

(公 印 省 略)
障第 3 0 6 7 7 - 3 号
令 和 8 年 7 月 9 日

各障害福祉サービス事業所等 代表者 様

群馬県健康福祉部福祉局障害政策課長 千葉 純也

令和7年度福祉・介護職員等処遇改善加算に係る実績報告書の提出について（依頼）

平素より、本県の障害福祉行政の向上に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記加算の実績報告については、各年度の最後のサービス提供月の加算が支払われた月の翌々月末までに提出することになっています。つきましては、令和7年度において標記加算を算定している場合には、下記のとおり令和7年度サービス提供分に係る本加算の実績報告書を御提出いただくようお願いいたします。

なお、報告書の作成にあたっては、別添「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和7年度分）」及び「福祉・介護職員等処遇改善加算に関するQ & A（第1版）」について（令和7年3月7日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課・こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）を併せて御参照ください。

記

1 提出書類（各様式掲載ページ：<https://www.pref.gunma.jp/page/747059.html>）

（1）実績報告書（別紙様式3）

- ※ 「基本情報入力シート」、「別紙様式3-1」、「別紙様式3-2（加算 個票）」の各シートに必要事項を入力してください。
- ※ 厚生労働省から修正版の様式が示されておりますので、必ず本通知に添付する様式又は群馬県ホームページで公開している様式で作成してください。
- ※ 障害者のサービスと障害児のサービスについて、1つのファイルで作成してください。

（2）特別な事情に係る届出書（別紙様式5）

- ※ 賃金水準の引き下げを行った事業所等のみ提出してください。（「基本給は改善したが、賞与の引き下げにより賃金全体としては水準が引き下げられた」等の場合を含む。）
- ※ 一方、賃金全体の水準が引き下げられていなければ、個々の賃金項目の水準が低下した場合であっても本届出書の提出は不要です。

（3）変更届出書（別紙様式4）

- ※ （2）の別紙様式5（特別な事情に係る届出書）を提出した事業所等のうち、就業規則を改訂（職員の処遇に関する内容に限る。）した事業所等のみ提出。
- ※ 「⑥就業規則に関する事項」に係る変更以外は、受け付けられませんので留意してください。

2 提出期日

令和8年7月31日（金）24時（厳守）

3 提出先

提出先は下表のとおりです。特に、令和8年度処遇改善計画書の提出先とは異なりますので、提出先を誤らないよう留意してください。

<実績報告書の提出先>

事業所の所在地	提出先
(1) 前橋市又は高崎市のいずれか1市のみである場合	当該中核市
(2) (1)を除き、群馬県内のみである場合	群馬県
(3) 複数の都道府県にまたがる場合	各都道府県
(4) 基準該当事業所	各市町村

4 提出方法（※群馬県へ提出する場合）

以下の専用フォームから提出してください。メール、郵送等による提出は受け付けられません。

専用フォームURL：<https://logoform.jp/form/9cfD/1682387>

5 留意事項

- (1) 費用弁償的に支払ったもの、労働の対価ではなく恩給的に支払ったもの、人材育成のために要した費用等は賃金改善額として認められません。
- (2) 賃金改善額が処遇改善加算額を下回る場合は、本加算の算定要件が満たされないため、その全額又は一部を返還となります。
- (3) ただし、実績報告書の提出までに不足する部分の賃金改善を賞与等の一時金として支給する場合は、その支給額を実績報告における賃金改善額に含めて構いません。
- (4) その他、実績報告書ファイルのチェックリストで「×」が表示されている場合は、返還の対象となりますので、提出前に必ず確認してください。（「加算以外の部分で賃金水準を下げている」欄に「×」が表示され、1（2）の別添様式5（特別な事情に係る届出書）を提出する場合を除く。）
- (5) [障害福祉サービス等質問・相談フォーム](#)により寄せられた御質問・御相談を最優先で処理します。多数の質問等が寄せられることが予想されますが、電話・メール等によるお問い合わせは控えてください。

（事務担当）

群馬県健康福祉部福祉局障害政策課

障害福祉サービス等質問・相談フォーム

【URL】<https://forms.office.com/r/NWUKQwDykr>